

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣 瀬 直 己 様

## 要 求 書

平成26年9月4日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

福島県南相馬市議会議長 平田 武

## 東京電力福島第一原子力発電所3号機ガレキ撤去に伴う放射性物質の飛散に関する対応について

国は、平成23年12月16日開催の原子力災害対策本部の会議において、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束宣言を行ったが、現在も東京電力福島第一原子力発電所では1時間当たり平均で1000万ベクレルの放射性物質を大気中に放出しているとみられていることや、汚染水の漏えい事故等が発生し続けていること、及び本市では除染作業が完了していないこと、市民約1万3千人がいまだに市外での避難生活を強いられていることなど、原発事故は依然として継続し収束に至っていない。

このような中で、東京電力(株)は、昨年8月19日に東京電力福島第一原子力発電所3号機で実施したガレキ撤去作業により、最大で1兆1千億ベクレルの放射性物質が敷地外に飛散したとの推定結果を明らかにしたが、昨年、本市の水田の一部で収穫された米から1キログラム当たり100ベクレルを超える放射性物質が検出された原因が、このガレキ撤去作業に伴う放射性物質の飛散である可能性が指摘されている。

このことは、東京電力(株)の原発事故への安全対策に対する市民の不安と不信をさらに増長させるものであり、これまで除染作業や放射線に関する様々な施策に懸命に取り組んできた本市の努力が無駄になりかねない。

本市では、平成28年4月を目途とした帰還困難区域を除く避難指示区域の解除に向けて、復旧・復興に渾身の力を注いでおり、このようなことは、今後、決してあってはならない。

ついては、下記事項について強く要求する。

### 記

- 1 再びこのような事故を引き起こすことがないように、万全の対策を講じること。

また、今後予定されている1号機のガレキ撤去作業においても同様の

事故が想定されることから、放射性物質の飛散を完全に防止する対策を講じること。

- 2 特に、強風など天候に十分配慮し、放射性物質が飛散する可能性がある場合は、作業を中止すること。
- 3 万一、同様の事故が起きた場合に飛散先を特定するための対策として、ダストモニターを同心円状に設置すること。
- 4 今回の事故を含め、原子力発電所において事故が発生した場合は、直ちにその情報を関係市町村等に周知するとともに、速やかに公表すること。
- 5 今回の事故に伴い、本市の農産物全般に風評被害が発生していることから、その損害について別枠で賠償すること。